

職 発 第 181 号

昭和 51 年 4 月 14 日

防衛施設庁次長

長 坂 強 殿

労働省職業安定局長

遠 藤 政 夫

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の制定に際し、下記のとおり確認する。

記

これらの法律に規定する「事業主」には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊及び「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第 15 条第 1 項（a）に規定する諸機関は含まれないものとして取扱うこととする。